

(注1)
過疎地域における工業用機械等に係る特別償却
《所得税・法人税》

1. 特例の内容

(1) 特例の内容

過疎地域のうち市町村が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進事項に記載されている地区の区域内において、租税特別措置法の定めにより、当該資産を取得して事業の用に供した事業年度から5年間、通常の償却限度額に加え、普通償却限度額の一定割合を割増償却額として計上し、必要経費に含めることができる制度です。

(2) 特例の対象業種、資産

製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物

(3) 適用期限

令和6年3月31日

(注1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項に基づき公示された過疎地域のことをいいます。

対象業種と償却割合

製造業・旅館業

- (1)対象 ①資本金5,000万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等
※ 取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属施設にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替）のための工事による取得又は建設を含む。
- ②資本金5,000万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設による取得等
- (2)取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合 ※補助金を活用して設備を取得等した場合、当該補助金の額を差し引いた金額が対象

資本金5,000万円以下	資本金5,000万円超 1億円以下	資本金1億円超
500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上

- (3)割増償却の償却限度額 機械・装置：普通償却限度額の32%
建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%
- (4)割増償却期間 5年

農林水産物等販売業^(注2)・情報サービス業等^(注3)

- (1)対象 ①資本金5,000万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等
※ 取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属施設にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替）のための工事による取得又は建設を含む。
- ②資本金5,000万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設による取得等
- (2)取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上である場合
- (3)割増償却の償却限度額 機械・装置：普通償却限度額の32%
建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%
- (4)割増償却期間 5年

(注2) 農林水産物等販売業とは、過疎地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とした事業です。

(注3) 情報サービス業等とは、①情報サービス業、②有線放送業、③インターネット附随サービス業及び④コールセンターに係る事業です。

2. 特別措置の適用までの流れ

事業者が新たな特別措置を活用できる地区となるため、市町村長は産業振興促進事項を記載した過疎地域持続的発展市町村計画を策定します。

産業振興促進事項に記載された、産業の振興を促進する区域内にある事業者は、産業振興促進事項に沿って、製造業等の用に供するため機械等の取得等を行います。

事業者は、市町村長に対して、機械等の取得が計画に適合している旨の確認を求め、市町村から確認を受けた書類を税務申告書類に添付して税務署に提出します。

3. 特例の効果

機械等を取得して事業の用に供した事業年度から一定期間、通常の償却費に償却限度額の上乗せすることが出来るため、所得税・法人税の課税標準額を減少させることができます。(⇒課税の繰り延べ効果が発生します。)

<計算例>

10,000万円の機械を取得。減価償却資産の耐用年数が10年、定率法による償却とした場合

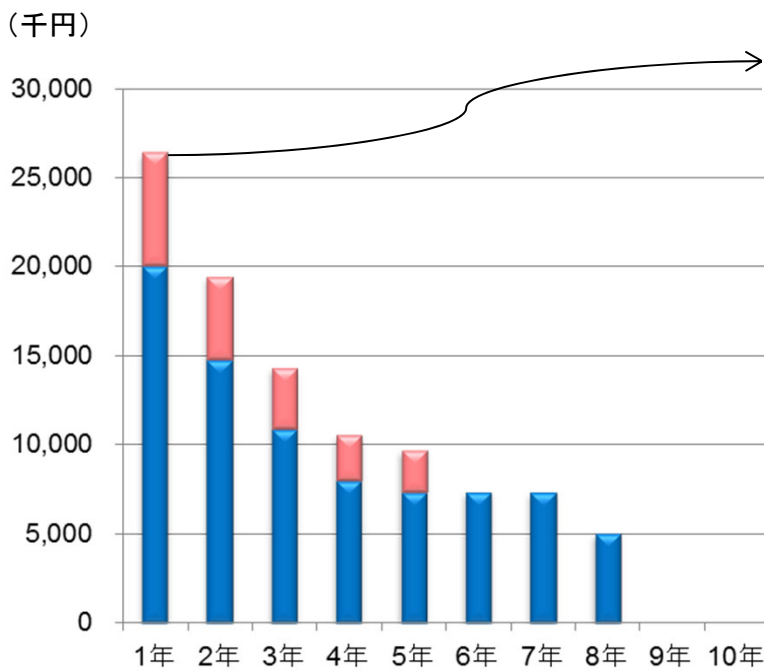
1年目の減価償却額は $10,000万円 \times 20\% = \underline{2,000万円}$

割増償却限度額（1年目）は

$2,000万円 \times 32\% = \underline{640万円}$ （32%の割増償却）

初年度の償却額は

（普通償却額）＋（割増償却額）＝ $2,000万円 + 640万円 = \underline{2,640万円}$



1年目を例にとると...

通常の償却額に加え、640万円の償却が可能。

法人税を23.2%とすると、 $640万円 \times 0.232 = \underline{148.4万円}$ の法人税を繰り延べすることが可能。

投資の回収速度が速まり、投資の初期段階における事業者の資金繰りに好影響

担当部署 お問い合わせ先	農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課 地域振興班 (代表)03-3502-8111(内線5631)、(直通)03-3502-6005
	総務省 自治行政局 地域力創造グループ 過疎対策室 (代表)03-5253-5111 (直通)03-5253-5536